

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年5月30日付けで行った法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

法17条では、就業に結びつくなら支払が可能であると解釈できる文言が書かれている。区は、省令や課長通達をまとめた生活保護手帳など別資料で支払を拒んでいるが、法律より重要視されることがあってはならない。区は、日本国憲法の法の下での平等を真摯に理解し、法に基づき、生業費を支払うべきである。

区の通知では、自立支援プログラムを受けていないので、土地家屋調査士の生業費の支払は認められないと言うが、同プログラムの受講の指導はおろか、存在すら知らされていない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月29日	諮問
平成29年11月20日	審議（第15回第4部会）
平成29年12月19日	審議（第16回第4部会）
平成30年1月29日	審議（第17回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、7号に「生業扶助」を掲げ、法17条は、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、次の各号に掲げる事項の範囲内において行われる（ただし、そ

の者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限る。)と定め、2号に「生業に必要な技能の修得」を掲げている。

- (2) 法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)においては、法11条1項各号に掲げられている各種の扶助ごとに基準が定められており、このうち、別表第7の生業扶助基準では、技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)の基準額について「78,000円以内」(別表第7・1)とし、技能修得費は技能修得の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する(同2)と定められている。
- (3) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第7・8・(2)・アによれば、技能修得費の範囲について、「(ア)生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。こと。」、「(ウ)技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。」、「(エ)上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利

な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。」とし、これらの範囲において必要な額を認定すること、なお、支給に当たっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこととされている。

- (4) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を基に編纂された「生活保護手帳別冊問答集2016」（以下「問答集」という。）によれば、技能修得費の再支給について、「例えば事故により障害を負った場合等で著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケースについては、再度技能修得費を支給して差し支えない。また、自立支援プログラムに基づく場合については複数回の支給が認められているところである」とされている（問答集問7-138（答））。

なお、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、国土地理院に備える測量士補名簿に登録された（平成29年1月19日登録）測量士補であり、同資格を活かせる就労を目指して、同年3月7日から、本件就労支援を受けていたことが認められる。

そして、東京都における「測量士補」を求人とする事業所又は会社は、ハローワーク求人情報を見ると多数登録されており、また、本件申請時点の雇用情勢からみても、請求人の有する稼働能力を活用する機会ないしは活用する場が存在することが認められ

る。

そうすると、処分庁が、請求人は、測量士補として一定の稼働能力を有しており、本件就労支援を通して、当該能力を活用し自立を図ることが可能と見込まれることから、新たに土地家屋調査士の資格を取得するための経費（本件申請）については、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費」（局長通知第7・8・(2)・ア・(ア)）にも、「自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合」（同(エ)）にも当たらないとして、生業扶助（技能修得費）の支給を行わないと判断したことについて、不合理は認められない。

さらに、処分庁は、請求人に対して、過去に保育士試験受験手数料に係る技能修得費を支給していることから、上記1・(4)に照らし、本件申請に対する技能修得費の再支給の可否を検討したことが認められる。その上で、処分庁は、本件申請については、「著しい状況の変化によって新たな技能を身につけなければ自立が不可能なケース」及び「自立支援プログラムに基づく場合」のいずれにも該当せず、生業扶助（技能修得費）の再支給を行わないと判断しており、この点についても不合理は認められない。

したがって、生業扶助（技能修得費）の支給を行わないと判断したことについては、上記1の法令等の定めに基づきなされたものであることが認められる。

- 3 請求人は、「法17条では、就業に結びつくなら支払が可能であると解釈できる文言が書かれている。区は、省令や課長通達をまとめた生活保護手帳など別資料で支払を拒んでいるが、法律より重要視されることがあってはならない。区は、日本国憲法の法の下での平等を真摯に理解し、法に基づき、生業費を支払うべき」であり、本件処分は違法・不当である旨主張する（第3）。

上記の請求人の主張は、法ではない局長通知及び問答集に基づ

いて、処分庁が本件申請を却下したことが、違法・不当であると主張しているものであるが、上記1・(3)のとおり、局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準であって、同処理基準は、「事務を処理するに当たり『よるべき基準』であり、地方公共団体は、それに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである」（松本英昭著「新版逐条地方自治法<第8次改訂版>」1136頁）のだから、請求人の上記主張は、失当というほかない。また、問答集についても、上記1・(4)のとおり、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであるから、同様に失当というほかない。

- 4 ところで、本件処分の根拠である法24条9項において準用する同条3項及び4項によれば、保護の変更の申請に対する実施機関の決定については、決定の理由を付した書面により申請者に通知することが義務付けられている。そして、一般的に、法令によって理由付記が義務付けられている場合に求められる理由付記の程度としては、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して（略）拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず」（最高裁昭和60年1月22日判決・民集39巻1号1頁等）と解されているところである。

ところが、本件処分通知書には、本件申請を却下する理由について、「申請のあった『土地家屋調査士を取るために必要なテキスト代等』は自立支援プログラムに基づくものではないため。」と記載されているにすぎない。そのため、本件においては、いかなる理由で本件処分がなされたかを、請求人が本件理由自体から了知することは、著しく困難であり、本件処分においては、理由付記の程度に関して、不備があったと評価せざるを得ない。したがって、本件処分については、理由付記の点で取消しを免れるこ

とのできない瑕疵が存在することが認められる。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美